

5 / 26 (火) の報道発表

報道発表資料の配付日時 5月26日(火) 16時00分

発表項目	教員の懲戒処分について
概要	<p>報道関係者各位</p> <p>平成27年5月25日付けで、教員の懲戒処分を行いましたので、「北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針」に基づき、別紙のとおり公表します。</p> <p>(参考) ○北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針(抜粋)</p> <div data-bbox="363 925 1422 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>2 公表対象</p><p>次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。</p><p>(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分</p><p>(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降任・降格、又は停職である懲戒処分</p></div>
報道(取材)に当たってのお願い	<p>電話等のお問い合わせは、複数名で対応いたしますが、問い合わせが集中した際には、少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>
本件に関する問い合わせ先	<p>札幌医科大学事務局 総務課 TEL(代) 011-611-2111 担当: 総務課長 湯田 (内線2110) 主査(調整) 宮下 (内線2123)</p>

平成27年5月26日

教員の懲戒処分について

(報道関係者各位)

北海道公立大学法人札幌医科大学

平成27年5月25日付けで次のとおり、本学教員に対する懲戒処分を行いましたので公表します。

- 1 被処分者
医学部 教授 (50歳代)
- 2 処分の量定
懲戒解雇
- 3 処分年月日
平成27年5月25日
- 4 事案の概要
 - (1) 同教授は、道内医療機関に対して行った兼業(診療支援)について、その結果(回数、所要時間、従事内容、報酬額)を大学に報告しなければならないにもかかわらず、その一部しか大学に報告していなかった。また、一部の医療機関における兼業1回当たりの報酬額を大学に過少に報告した。
 - (2) 同教授は、本学給与及び大学に報告のあった兼業による報酬のほかにも、本学から得られる給与を大幅に超える給与収入があるにもかかわらず、大学の兼業許可を得ず、また報告もしていなかった。
 - (3) 同教授は、大学が設置した調査委員会からの文書による照会や事情の聴取に全く応じず、また、大学がこれらの照会や聴取への協力を業務命令として命じたにもかかわらず、従わなかった。
 - (4) 同教授は、出張期間中に出張先及び用務地から移動して兼業に従事したにもかかわらず、兼業の事実を報告せず、また、旅行命令の変更など必要な手続を怠っていたことにより支給が認められない旅費を受領したものがあつた。
 - (5) 上記各項をはじめ、本学の信用を著しく失墜させる行いがあつた。
- 5 本学の対応
平成26年末に学内外から、同教授が本学兼業規程に違反して兼業を行っているとの通報がありました。理事長から同教授に事実関係を質したところ、同教授からは違反はないとの回答があつたため、具体的な資料の提示を求めたにもかかわらず、これに応じなかつたことから、同教授の兼業実態を確認することを目的として、平成27年1月28日、学外委員を含む調査委員会を設置し、調査を進めてきました。
その結果、上記4の事実が確認され、調査委員会は4月1日付けで大学に報告を行いました。
理事長は、この報告に基づく懲戒処分の審査を本学教育研究評議会に付託し、評議会における審議結果に基づき、このたび、処分を決定したところです。
- 6 管理監督責任
本件に関して管理監督責任者である医学部長及び附属病院長に対し、文書による訓告としました。

このたび、本学医学部教員による不適切な兼業が行われていたことが判明いたしました。本学に対する皆様の信頼を裏切ることとなり、心からお詫び申し上げます。

教員は高い倫理観をもち、誠実に教育や研究にあたらなければならないにもかかわらず、このような事態となったことは誠に遺憾であります。

このような事態を二度と起こさないよう、再発防止に向けてより一層、倫理の向上を図ってまいります。

平成 27 年 5 月 26 日

北海道公立大学法人札幌医科大学 学長 島 本 和 明